

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年8月2日(2007.8.2)

【公表番号】特表2003-506407(P2003-506407A)

【公表日】平成15年2月18日(2003.2.18)

【出願番号】特願2001-514950(P2001-514950)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/16	(2006.01)
A 6 1 P	21/02	(2006.01)
A 6 1 P	25/08	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/16
A 6 1 P	21/02
A 6 1 P	25/08

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月8日(2007.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 化合物 - アミノブチルアミド、その類似体、置換型、誘導体、製薬的に許容される塩、エステル、アミド、プロドラッグ、又は中間体、代謝物、若しくは副産物として - アミノブチルアミドを生じる化合物を含有する、痙性障害を治療するための医薬組成物。

【請求項2】 前記化合物をクモ膜下腔内送達するように投与するための、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】 前記化合物を脳室内送達するように投与するための、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項4】 溶解性生成物として - アミノブチルアミドを生じる化合物が、4-[
[(4-クロロフェニル)-(5-フルオロ-2-ヒドロキシフェニル)メチレン]アミノ]ブタンアミドを含む、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項5】 前記化合物を被験者に移植可能ポンプを通して送達するように投与するための、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項6】 前記化合物を被験者に脊髄カテーテルを通して送達するように投与するための、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項7】 痙性障害が痙性高血圧症である請求項1記載の医薬組成物。

【請求項8】 痙性障害がジストニーである請求項1記載の医薬組成物。

【請求項9】 痙性障害が、外傷性脳損傷によって引き起こされる、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項10】 実質的に頭側の脊髄部位内に挿入された脊髄カテーテルを通して前記化合物をクモ膜下腔内送達するように投与するための、請求項2記載の医薬組成物。

【請求項11】 化合物 - アミノブチルアミド、その類似体、置換型、誘導体、製薬的に許容される塩、エステル、アミド、プロドラッグ、又は中間体、代謝物、若しくは副産物として - アミノブチルアミドを生じる化合物を含有する、痙攣を治療するための医薬組成物。

【請求項12】 前記化合物をクモ膜下腔内送達するように投与するための、請求項

11記載の医薬組成物。

【請求項13】 前記化合物を脳室内送達するように投与するための、請求項11記載の医薬組成物。

【請求項14】 溶解性生成物として -アミノブチルアミドを生じる化合物が、4-[(4-クロロフェニル)-(5-フルオロ-2-ヒドロキシフェニル)メチレン]アミノ]ブタンアミドを含む、請求項11記載の医薬組成物。

【請求項15】 前記化合物を被験者に移植可能ポンプを通して送達するように投与するための、請求項11記載の医薬組成物。

【請求項16】 前記化合物を被験者にカテーテルを通して送達するように投与するための、請求項11記載の医薬組成物。

【請求項17】 実質的に頭側の脊髄部位内に挿入された脊髄カテーテルを通して前記化合物をクモ膜下腔内送達するように投与するための、請求項12記載の医薬組成物。

【請求項18】 化合物 -アミノブチルアミド、その類似体、置換型、誘導体、製薬的に許容される塩、エステル、アミド、プロドラッグ、又は中間体、代謝物、若しくは副産物として -アミノブチルアミドを生じる化合物を含む、癲癇を治療するために脳室内投与するための医薬組成物。

【請求項19】 化合物 -アミノブチルアミド、その類似体、置換型、誘導体、製薬的に許容される塩、エステル、アミド、プロドラッグ、又は中間体、代謝物、若しくは副産物として -アミノブチルアミドを生じる化合物を含む、疼痛を治療するための医薬組成物。

【請求項20】 前記化合物をクモ膜下腔内送達するように投与するための、請求項19記載の医薬組成物。

【請求項21】 前記化合物を脳室内送達するように投与するための、請求項19記載の医薬組成物。

【請求項22】 溶解性生成物として -アミノブチルアミドを生じる化合物が、4-[(4-クロロフェニル)-(5-フルオロ-2-ヒドロキシフェニル)メチレン]アミノ]ブタンアミドを含む、請求項19記載の医薬組成物。

【請求項23】 前記化合物を被験者に移植可能ポンプを通して送達するように投与するための、請求項19記載の医薬組成物。

【請求項24】 前記化合物を被験者にカテーテルを通して送達するように投与するための、請求項19記載の医薬組成物。

【請求項25】 バクロフェンを含む、特発性ジストニー又はねじれジストニーを治療するための医薬組成物。

【請求項26】 -アミノブチルアミドを含む、特発性ジストニー又はねじれジストニーを治療するための医薬組成物。